

令和5年度 社会福祉法人みらいにおける「福祉介護職員等特定処遇改善加算」に関する情報公開

福祉介護職員の処遇改善につきましては、「福祉介護職員処遇改善加算」の拡充も含め、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

また、「福祉介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定状況について】

全事業所において「加算Ⅰ」を算定しています。

【職場環境等要件について】

<入職促進に向けた取組>

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

<資質の向上やキャリアアップに向けた支援>

- ・上位者、担当者等によりキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

<両立支援・多様な働き方の推進>

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

<腰痛を含む心身の健康管理>

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

<生産性向上のための業務改善の取組>

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

<やりがい・働きがいの構成>

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善